

令和7年度 第1回 青森県公共事業再評価等審議委員会

日 時：令和7年6月13日（金）10：00～11：45
場 所：ウェディングプラザ アラスカ
3階「エメラルド」

（司会）

それでは、ただ今から「令和7年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会」を開会いたします。

開会にあたりまして、県総合政策部長の後村より御挨拶を申し上げます。

（後村総合政策部長）

青森県総合政策部長の後村と申します。

青森県公共事業再評価等審議委員会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から県政の推進に御理解、御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

昨年の能登半島地震をはじめ、大規模な地震や集中豪雨など、自然災害が全国各地で頻発しておりまして、青森県におきましても、この冬の豪雪、一昨年の大雨の発生など、自然災害に対する基盤の整備と防災・減災対策が急務となっております。

また、インフラ施設の老朽化といった課題もあり、公共事業の計画的な推進といったものが地域の安全の確保のため求められているところでございます。

このため、選択と重点化、財源の有効活用によりまして、限られた財源の中で適切な公共事業の実施に努めていくのはもちろんのこと、県民の皆様から十分な御理解をいただくため、公共事業の再評価と事後評価を実施し、その過程を公開することで説明責任を果たしていくことが重要であると考えております。

本日は、長時間となりますが、公共事業の実施過程における客観性と透明性の向上、効率的な執行の確保に向けまして御審議をいただきますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

続きまして、県側の出席者を御紹介いたします。

お時間の都合上、課長代理以上の紹介とさせていただきます。

はじめに農林水産部の及川次長です。

工藤林政課長です。

村本農村整備課長です。

続きまして、県土整備部の米田理事です。

澤里整備企画課長です。

鈴木道路課長です。

斉藤河川砂防課課長代理です。

垂井都市計画課長です。

本委員会の会議は、青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領第1第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は10名の御出席をいただいておりますので、会議が成立しますことを御報告いたします。

それでは、ここからは、大橋委員長、議事の進行をよろしく願いいたします。

(大橋委員長)

委員長の大橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

では、座って失礼いたします。

それでは、議事に入る前に何点か確認をさせていただきます。

まず、本委員会の基本的な事項についてです。

会議は公開といたします。

審議内容は資料と共に事務局の総合政策課で公表・縦覧いたします。

議事録の公表にあたっては、各委員の了解を得て行うこととします。

そして、委員会終了後の報道機関等の取材対応は、委員長に御一任くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上、委員の皆様の御協力をお願いいたします。

次に委員会の年間スケジュールについて確認いたします。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、事務局より現時点での想定スケジュールについて御説明いたします。

資料は、02 資料1、年間スケジュールという名称のPDFファイルを御覧ください。

今年度の委員会につきましては、2回から3回の開催を想定しております。

評価項目ごとのスケジュールについて御説明いたします。

まず、再評価についてです。

本日の第1回委員会は、県の対応方針案についての御審議、現地調査の要否等についての御検討、委員会意見の決定までをお願いしたいと考えております。

現地調査を実施すると決定された場合は、現地調査地区以外の地区についての委員会意見の決定をお願いいたします。

次回の第2回委員会は、現地調査を実施する場合は8月下旬、実施しない場合は10月下旬を予定しております。

現地を御覧いただいた後、地元関係者等からの意見を聴取したうえで現地調査地区に対する委員会意見を決定していただき、10月に開催を予定している委員会において意見の取りまとめをお願いしたいと思います。

続きまして、事後評価についてです。

10月の委員会では、昨年度選定していただいた3事業について御審議をいただく予定です。

併せて事後評価に係る委員会意見書の取りまとめと、来年度の事後評価対象事業の選定を行っていただきたいと考えております。

意見書につきましては、委員長及び委員長職務代理者のお二方から11月に知事へ提出していただくことを予定しております。

年間スケジュールの概要は以上のとおりですが、詳細な日程や審議内容等につきましては、委員会での議論を踏まえながら、その都度、事務局から御連絡申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの今年度の委員会スケジュールについて、委員の皆様から御質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今年度の委員会は、このスケジュールにより進めていくことといたします。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、再評価対象事業の審議に入ります。

まず、今年度、本委員会で審議する事業を確認いたします。

今年度の再評価対象事業について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、データの名称が「04」資料3、資料一覧となっておりますPDFを御覧ください。

まず、1ページ目を御覧ください。

今年度は、農林水産部関係5件、県土整備部関係9件の事業が再評価の対象となっております。

課ごとの内訳といたしましては、林政課2件、農村整備課3件、道路課6件、河川砂防課2件、都市計画課1件となっております。

2ページ目を御覧ください。

再評価の対象となる理由としましては、こちらの表の右側に記載しております、再評価理由のとおり、継続10年にあたるものが7件、再評価後5年にあたるものが3件、その他が4件となっております。

その他の理由としましては、事業期間の延長などとなっております。

資料の3ページ目を御覧ください。

今年度の再評価対象事業の位置図となります。

薄い緑色のところが農林水産部関係、ピンク色のところが県土整備部関係となっております。

今年度の再評価対象事業については、以上となります。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

それでは、議事を進めます。

議事の(2)今年度の再評価対象事業に係る県の対応方針についての審議に入ります。

審議の進め方ですけれども、まず林政課、農村整備課、道路課、河川砂防課、都市計画課の順に所管する事業について一括して説明を行います。

委員の皆様からは、事前に御質問をいただき、県の担当課から回答をいただいておりますけれども、改めて担当課からの説明を聞いていただくことにより、再確認したいことや新たな質問なども出てくるかと思しますので、各課の説明が終了するごとに御質問や御意見をお受けすることといたします。

また、審議を通して現地に出向いて現場を見る必要がある。または地元関係者から話を聴く必要があると判断される地区がございましたら、議事(3)で改めて現地調査地区として選定したいと考えております。

本日は、県の処理方針案に対する委員会意見の決定までを行います。

現地調査を実施する場合は、当該地区についての委員会意見は保留とします。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

また、途中、11時頃、道路課の審議の終了後に一旦休憩を挟みながら進めたいと考えております。

時間的な制約もございますので、県の説明者は個々の調書により事業の要点、ポイントを要領よく御説明願います。

また、個別の事業につきましては、委員の皆様から事前にいただいた御質問については、担当課からの説明時に回答をお願いいたします。

委員の皆様にも円滑な審議の進行に御協力をお願いいたします。

それでは、事業内容等の説明をお願いいたします。

まずは、林政課からお願いいたします。

(林政課)

林政課長の工藤です。よろしくお願いします。

林政課では、森林の有する水源の涵養や土砂災害の防止、木材をはじめとする林産物の供給などの多面的機能を持続的に発揮させるために治山施設や林道などの路網、森林設備などの取組を進めております。

今回、御審議いただきますのは、山間集落と市街地を結ぶ生活道路など、地域の暮らしを土砂災害から守るための地すべり防止対策が1地区。

また、効率的かつ安定的な木材生産や伐採後の再生林に加えまして、国道などの幹線道路が被災した際の迂回路として役割を果たします林道の開設が1地区となっております。

詳細につきましては、事業担当者が説明しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

治山林道グループマネージャーをしております熊木と申します。よろしくお願いいたしますします。

では、評価調書により、整理番号R7-1について御説明いたします。

なお、データNo.3の1ページ、森洋委員から御質問いただいた件につきましては、その該当する項目の時に説明いたします。

再評価実施要件は長期継続10年です。

はじめに、1の事業概要です。

事業名は、地すべり防止事業

箇所名は、深浦町の上長慶平です。調書の10ページに位置図を掲載しておりますので、深浦町中心部との位置関係が分かります。

事業主体は、青森県です。

事業方法は、国庫補助で財源負担区分は国が50、県が50です。

採択年度は、平成27年度で終了予定年度は令和10年度としております。

事業目的は、当地区が地すべりが発生しやすい状況で融雪や降雨などにより地すべりが発生した場合、人家や町道などへの被害が懸念されるため対策工を実施し、地域住民の安全・安心を図るものです。

主な事業内容は、再評価時で集水井工5基、集水ボーリング暗渠工5,880m、ボーリング暗渠工460m、谷止工5個、山腹工0.15haとなっております。

当初からの増減は、集水井工3基減、集水ボーリング900m減、ボーリング暗渠工2,040m減、谷止工2個増、山腹工0.15ha増となっており、要因としては、詳細な地すべり調査及び令和4年8月の大雨災害に伴う対策工を追加するものであり、これに伴い事業期間を延長しております。

ここで、森洋委員から事前に御質問をいただきましたデータNo.3の1ページに対する事業内容について説明いたします。

当計画地について当計画は、地すべり地形分布図データベース及び航空写真などの調査資料を主体として、危険と判断し計画したものです。

その後の詳細な調査などにより、地すべり現象が確認されなかった一部区域を除いたため、計画が減少しております。

当計画の減少に係る基準項目について計画の減少については、その後の詳細調査などから地すべり現象の有無を判断し修正したため、基準項目はありません。

当初計画の配置図については、添付しているとおりです。

評価調書の1ページに戻りまして、事業概要の事業費は当初計画時、総事業費5億5,800万、当該計画事業費7億9,700万円となっております。

次に2の評価指標及び項目別評価です。

事業の推進状況はAで、事業費に対する進捗は74.3%となっております。内容については、集水工は全て完成しており、ほぼ計画どおりに進捗しており、令和4年8月の大雨を受けて追加した工法については、令和10年度までに完成、全て完成する見込みです。

問題点・解決見込については、隣接する国有林との調整に時間を要しているが、解決に向けて協議をしております。

事業効果発現状況については、経年の豪雨などを受けても地すべりに伴う大きな変異は確認されておらず、集水井工などの対策工により安定化が図られております。

次に移りまして、社会経済情勢の変化はAで、社会的評価としては、気候変動により激甚化・頻発化する災害リスクを軽減するため、当事業は地元からの要望が高く必要な事業です。

必要性、適時性、地元体制、効率性については、人家やライフラインを保全する事業のため、地元からの要望が高く、阻害要因はありません。

費用対効果分析の要因変化はBで、B/Cは1.2となっており、説明資料は調書4ページ目に添付しております。

費用対効果分析は、林野公共事業における事業評価マニュアルを使用しております。

計画時との比較について、便益算定方法の変更に伴い便益が増加しております。対策工の見直しや追加によって事業費が増加したため、B/Cは低下しておりました。

次のページに移りまして、コスト縮減・代替案の検討状況はAです。

排水効果の高い箇所から計画的に施工するとともに実施年度ごとに経済比較に基づく工法採用や材料選択を実施し、コスト縮減に努めております。

評価に当たり特に考慮すべき点はAで、住民ニーズの把握状況は、地元関係者に説明会を行っており、令和4年8月の大雨災害により集落が一時孤立したことから、当該事業の早期完成を要望されております。

環境影響への配慮については、開発事業などにおける環境配慮指針への対応は配慮しており、詳細は5ページのチェック表のとおりです。

3、対応方針について総合評価は継続としております。

費用対効果分析の要因変化についてはB評価であります。上慶平地区と深浦中心部を

結ぶ唯一の生活道路を保全するとともに、住民の生命・財産を地すべり災害から守るため必要な事業であることから、対応を継続としました。

以上で整理番号R 7-1の説明を終わりたいと思います。

引き続き、整理番号R 7-2について説明いたします。

なお、データNo.3の2ページ、鈴木拓也委員からの質問については、その該当する項目の時に説明いたします。

再評価実施要件は、再評価後5年です。

はじめに、1の事業概要です。

事業種別は、林道整備事業で地区名は、深浦町の黒崎大間越線です。

調表の10ページに位置を添付していますので、地区などが分かるようになります。

事業主体は、青森県です。事業方法は、国庫補助で財源負担区分は国が50、県が50です。

採択年度は、平成22年で終了予定は令和11年度としております。

事業目的は、間伐等の森林整備をはじめ、効率かつ安定的な木材生産や伐採後の再生林の促進により、森林の健全度を確保し、森林の有する多面的機能の維持を図るものです。

主な事業内容は、再々評価時で林道開設7,249mです。

事業内容の事業費、再評価時事業費13億、当該地点の事業費13億です。

次に評価指標及び項目別評価です。

事業の進捗状況はA、事業費に対する進捗は97.7%になっております。

これまで整備した区間において事業費が増大したものの全体計画延長7,249mのうち、75.4%の整備が完成しており、令和11年度までに全て完了する見込みです。

問題解決の見込みについて、事業費が増大し、事業の推進が遅れている。

ここで、鈴木拓也委員からの事前に御質問がありましたデータNo.3の2ページに対する記載内容について説明いたします。

事業費の増大については、公共事業再評価調書の2ページに記載しているとおり、平成22計画時10億4,500万に対して、令和7年再評価時が16億4,000万とし、5億9,500万の増となっております。

その主な要因として、平成22年計画当時に比べて、物価や人件費の上昇と近年の大雨による流水対策として擁壁工の工種を補強土壁工から大型ブロック積み擁壁などへ変更したことなどです。

評価調書1ページに戻りまして事業効果発現状況について、事業開始から15年で利用区域の10%で間伐等の森林整備が行われており、森林の有する多面的機能の維持増進が図られています。

次のページに移りまして、社会経済情勢の変化はAです。

社会的評価としては、森林の有する多面的機能の発揮、防災対策などのため森林整備を推進しており、国道101号線が被災した場合の迂回路としての役割も果たすため、林道事業は必要不可欠な事業です。

必要性、適時性、地元体制、効率性については、地域の森林が伐採適齢期を迎え、森林所有者の木材生産意欲が高まっていると、地元住民、国有林、深浦町からの要望が高く、阻害要因もありません。

費用対効果分析の要因変化はA、B/Cは1.25となっており、説明資料はページの4に添付しております。

費用対効果分析は、林野公共事業における事業評価マニュアルを使用しております。

計画時との比較について、便益算定方法の変更に伴い便益が増加しております。

次のページに移りまして、コスト縮減・代替案の検討状況はAです。排水工の高い箇所から計画的に施工するとともに、経済効果に基づく工法や工法材のコスト縮減に努めております。

評価に当たり特に考慮すべき点はAで、住民状況把握は地元関係者に説明を行っており、国道101号線が被災した場合の迂回路としての役割も果たすため、当該事業の早期完成が要望されております。

環境影響への配慮について、開発事業などにおける環境配慮指針への対応は配慮しており、詳細は、5ページ以降にチェックしたとおりです。

対応方針について総合評価は継続としております。各評価項目は全てA判定であり、事業期間が長期になっているものの、森林整備の推進及び国道101号線が被災を受けた場合の迂回路としての必要性や重要性が高いことから、対応方針を「継続」としました。

以上でR7-2の説明を終わります。

以上になります。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

ただ今の林政課からの御説明について、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

お願いします。

(石田委員)

石田です。

説明の中で聞けば、前もって聞けば良かったんですけど、開設効果指数ですか、2.3で0.9高いというのがあったと思うんですけど。これはどういう指数なのか、中身を教えていただけますでしょうか。

(林政課)

質問にお答えします。

開設効果指数、当地区の森林整備を行った折に発生する面積に対する林道の効果指数に

なります。

(石田委員)

どのようにして計算しているんですか。

(林政課)

すみません、詳細な計算方法については、後日でよろしいですか。

(石田委員)

はい。

面積と

(林政課)

材積になります。

(石田委員)

面積と材積と林道の関係を表す式ですか。

(林政課)

はい。

(石田委員)

あるんですか、林道を作ることによって、その林道は、よく間伐に利用されているということが示されているということなんですかね。

(林政課)

林道の設計図にあった計算するに当たって、林野庁の方で示している指数になっておりまして、地区における面積とその地区の利用区域における材積から算定しているもの。

(石田委員)

その値が0.9高かったら、森林整備に使用される頻度が高いというのは、要するにこの林野庁が決められている基準より0.9高い、そういう意味なんですかね。

(林政課)

はい。

(石田委員)
分かりました。

(林政課)
ありがとうございます。

(大橋委員長)
ありがとうございました。
その他、委員の皆様から御意見、御質問等ございますでしょうか。

(森洋委員)
いいですか。

(大橋委員長)
はい、お願いします。

(森洋委員)
弘前大学の森です。
質問させてもらっているんですけど。もう1回確認なんですけど。
地すべりなので、現状を確認されていたから、もちろん、地すべり区域だからというので対策したと。必要な谷止工とか、集水井工とかやってやりますよね。どの地点でそれを、例えば、5基やってたけど、6基になる場合もあるわけですよね、実際に工事をすると。その基準というのは、例えば、年に何ミリとか、必要な安全率、いくつかというのがあるのか。

(林政課)
地すべりを計画するにあたって、安全率1.1というものを設定しており。今回の地区については、現況、一番最初の計画時点においては、航空写真または地すべりのデータ等、どちらかという、書籍等を主なメインとして計画しておりまして、その後の状況、現地を歩いたら、その確認をしつつ行ったところ、地区の多くは正常です。
なお、今回、山腹工及び谷止工が追加になっております。これについては、令和4年の大雨災害の後に現地の方を確認した状況で追加している状況です。

(森洋委員)
じゃ、昔計上していたやつはかなり抑えられていると。

(林政課)

現況によっては、抑えられている、動いていない状況です。

(森洋委員)

動いていない。分かりました。

(大橋委員長)

ありがとうございます。

この他、何かございますでしょうか。

(鈴木委員)

よろしいでしょうか。

(大橋委員長)

鈴木委員、どうぞ。

(鈴木委員)

八戸工業大学の鈴木です。

R 7-2について、再度質問をします。

先ほどの説明で事業費が増加した理由は分かったんですけど、工事が遅れた理由とどう繋がるのかちょっと分からなかったので、追加で説明をお願いします。

(林政課)

はい、説明いたします。

一番大きいのが、令和4年の災害の対応にあたりまして、令和4年、当計画地に隣接した国道復旧が当該地区において工事が頻発化しておりまして、それで事業費、計画が遅れたというのが主なものです。

(鈴木委員)

分かりました。

公共事業の実施というのは、税金を使っているわけですから、やっぱり納税者の理解が得られるように事業の推進に後押ししてもらうような説明っていうのが必要だと思いますので。

この事業に関わらず、あらゆる事業において丁寧な説明が必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

(林政課)

御意見、ありがとうございます。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

この他、何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

(南委員)

南でございます。

R 7-2 のことでお尋ねしたいんですけども。

2 ページに社会経済評価の中に地球温暖化としての森林吸収源対策。この森林吸収源対策って一体どんなものなのかというのと。これが、この下にあります便益の方ですね、1 から 4、書いてありますが、どの項目で評価されているのでしょうか。

(林政課)

お答えします。

森林吸収源対策のところは、地域の木を伐採、また再造林することによつての吸収源対策、これが果たす役割、多目的機能ということでのものになっております。

便益項目にあたるものとしましては、森林の総合利用便益、また災害、便益のところに入ってくるものになります。

(大橋委員長)

よろしいでしょうか。

この他、何かございますでしょうか。

それでは、時間も迫っていますので、続きまして、農村整備課からお願いいたします。

(農村整備課)

農村整備課長の村本でございます。

農村整備課では、農業生産基盤ですとか、農村環境の整備・保全を行っておりまして、生産力強化、防災力強化、地域力強化の 3 つの観点からそれぞれの課題に応じた事業を進めているところでございます。

今回、御審議いただく地区は、農地の大区画化や用排水路などの生産基盤を整備して、生産コストの低減ですとか、担い手への農地集積、集約化を図る経営体育成基盤整備事業 1 地区と中山間地域において生産基盤と農村生活基盤の整備を総合的に実施する、中山間地域総合整備事業 2 地区となります。

事業の詳細については、担当者から御説明させていただきます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

農村整備課の葛西と申します。よろしくお願いいたします。

整理番号の方はR 7-3です。

再評価実施要件は、長期継続 10 年です。

はじめに、事業概要について説明します。

上北郡東北町及び七戸町で実施しております、経営体育成基盤整備事業の土場川地区です。

採択年度は平成 27 年度、工事着手は平成 28 年度、終了予定年度は令和 12 年度となっております。

事業の目的は、ほ場の大区画化や用排水路等の生産基盤整備を行うとともに、土地所有の集団化と土地利用集積を促進することで、農作業の効率化による生産コストの低減、維持管理の省力化及び高収益作物の導入を図り、効率的で安定的な農業経営の確立を目指すものです。

主な内容は、水田 484ha の区画整理に併せまして、揚排水機場 5 箇所、農用排 15.5 km を整備するものです。

事業費につきましては、労務費や資材費の高騰、区画整理工に係る軟弱地盤対策の追加などがあつたことから、当初 126 億 2,100 万円から 174 億 200 万円に増加となっております。

また、揚排水機場に係る河川協議や施工計画の見直しがあつたことなどから工期が延長となっております。

次に評価指標及び項目別評価の事業の進捗状況については、令和 7 年度の事業費の割合で 67.4%となっております。

区画整理工は、平成 28 年度から令和 3 年度の 6 か年をかけて順次施工し、概ね完成しております。揚排水機場につきましては、令和 6 年度に排水機場を 1 箇所完成、令和 7 年度は 2 箇所の機場に着手する予定です。

農用排の用水パイプラインにつきましては、約 3 km を施工済となっております。

問題点・解決見込につきましては

事業を進めるに当たっての阻害要因はなく、事業効果発現状況は区画整理工が完成した区域から順次ほ場での営農を開始し、用排水機能も順次機能しており、本項目の判定は A としております。

次のページに移りまして、社会経済情勢の変化につきましては必要性及び適時性については記載のとおりでありまして、地元の推進体制につきましても、地元から要望された地区であり、工事への協力体制も整っていることから、本項目の判定については A としております。

次に費用対効果分析の要因変化についてですが、費用対効果分析については、国の効果算定マニュアルに基づいて算出をしております。令和 7 年度時点で 1.34 となっております。

ただし、当初の 1.39 より低くなっているため、本項目の判定につきましてはBとしております。

次のページです。コスト削減の代替案の検討状況につきましては、区画整理工の土量移動を最小限となるよう計画するなどして、コスト削減を検討しておりまして、本項目についてはAとしました。

また、(5) の評価に当たり特に考慮すべき点については記載のとおりでありまして関係受益者のニーズを把握しながら実施しているところと、ビオトープ水路の整備など、環境に配慮しながら実施していることから、本項目の判定はAとしました。

以上のことから、3番の対応方針としましては、費用対効果分析の要因変化につきましては、B判定となっておりますが、事業を進めるに当たっての阻害要因はなく、生産基盤の整備を進めることで効率的で安定的な農業経営の確立が図れることから、事業継続と判断しました。

以上です。

農村環境整備グループの小笠原です。よろしく申し上げます。

整理番号はR 7-4になります。

再評価実施要件は、長期計画 10 年です。

はじめに、1番の事業概要についてですが

三戸郡三戸町で実施する中山間地域総合整備事業 三戸地区になります。

採択年度は平成 26 年度、工事着手は翌年 27 年度、終了予定年度は令和 8 年度としております。

事業目的につきましては、農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を総合的に行いまして、農業、農村の活性化を促進して地域産業の振興を促すものです。

主な内容につきましては生産基盤の農業用排水施設と農道、生活環境基盤の農業集落道、営農飲雑用水施設、農業集落排水施設、交流施設基盤を整備するものです。

事業費につきましては労務費、資材費等の上昇や用地取得が困難な路線の選定の見直しなどを行っておりまして、事業量が増となったことで、15億400万円から22億5,400万円に増加しております。

ここで、事前に事業内容に関して鈴木委員からいただいております御質問について説明いたします。

御質問の1点目ですが、営農飲雑用水施設の整備に関して、具体的にどの程度の水不足が生じているのかについてですが、当地域では、水稻や畑作、畜産の複合経営が行われておりまして水需要が多くなっております。

水不足について、定量的なものは把握しておりませんが、これまで水量が減少した場合には、給水車により配水槽への給水を行っているところでした。

当該施設の整備前の状況としましては、平成 29 年度に約 300 t、平成 30 年度に約 900 t

給水した実績があることについて、町から確認しております。

2点目の営農飲雑用水施設の管理主体については、三戸町になります。

3点目の農業集落排水施設は排水工のみか、についてはそのとおりでございます。

集落内の雨水や道路排水などを排水するための水路を整備いたしました。

御質問については以上となります。

次に2の評価指標及び項目別評価の1、事業の進捗状況についてです。

令和7年度の事業費割合で98.9%になります。

問題点・解決見込みに関しては、事業を進めるに当たっての阻害要因はなく、円滑に事業を実施できる見込みであり、事業効果発現状況としましては、完成済みの施設から順次供用を開始しているところです。よって、本項目の判定はAとしました。

次のページをお願いします。

(2) 社会経済情勢の変化については、記載のとおりでありまして、本項目の判定はAといたしました。

次に(3) 費用対効果分析の要因変化を御覧ください。

費用対効果分析につきましては国のマニュアルに基づき算定しております。費用は増加しているところですが、便益の算定に使用する作物単価や単収が増となったこと、併せて平成27年度から国産農産物供給効果による便益を見込むことが可能となったことによりまして、B/Cは1.40から1.61に増となっております。よって、本項目の判定はAとしました。

次のページを御覧ください。

(4) のコスト縮減・代替案の検討状況及び(5) 評価に当たり特に考慮すべき点につきましては、記載のとおりでありまして、判定はAとしているところです。

以上のことから、3番、対応方針につきましては各評価項目全てがA判定であることから、総合評価としまして事業継続することが妥当と判断しているところです。

続きまして、整理番号R7-5になります。

再評価実施要件は、長期継続10年になります。

1番の事業概要につきましては三戸郡新郷村で実施する中山間地域総合整備事業、ふるさと新郷地区になります。

採択年度は平成27年度、工事着手は翌28年度、終了予定年度は令和10年度としております。

事業目的につきましては、農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を総合的に行い、地域農業の振興と生活環境の向上を図るものとしております。

主な内容につきましては生産基盤としまして、農業用排水施設と農道、生活環境基盤としまして、農業集落道、農業集落排水施設、農業集落防災安全施設、情報基盤施設を整備するものです。

事業費につきましては労務費、資材費等の上昇や用地取得が困難な路線の選定の見直しなど、事業量が増となったことで、19億4,900万円から27億1,800万円に増加しております。

す。

次に2の評価指標及び項目別評価の(1)事業の進捗状況については、令和7年度の事業費割合で89%になっております。

問題点・解決見込みに関しては事業を進めるに当たっての阻害要因がなくて、円滑に事業が実施できる見込みであり、事業効果発現状況は、完成済みの施設から順次供用を開始していることから、本項目の判定はAとしました。

次のページをお願いします。

(2)の社会経済情勢の変化については、記載のとおりであり、本項目の判定はAとしました。

次に(3)費用対効果分析の要因変化を御覧ください。

費用対効果分析については、国のマニュアルに基づき算定しております。費用項目が増加しておりますが、便益の算定に使用する作物単価や単収が増となったこと。平成27年度から国産農産物供給効果を便益に盛り込むことが可能となり追加したもので、B/Cは1.49から1.98に増となっており、本項目の判定はAとしました。

次のページを御覧ください。

(4)コスト縮減・代替案の検討状況及び(5)評価に当たり特に考慮すべき点につきましては、記載のとおりでありまして、判定はAとしました。

以上から、3の対応方針につきましては、各評価項目全てがA判定であることから、総合評価としまして、事業継続することが妥当と判断いたしました。

以上になります。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

ただ今の農村整備課からの御説明について、委員の皆様から御意見、御質問等ございますでしょうか。

(鈴木委員)

すみません、よろしいですか。鈴木です。

(大橋委員長)

はい、どうぞ。

(鈴木委員)

R7-4なんですけども。営農飲雑用水施設なんですけども。特に必要な水需要、これ、配水槽を設置しているということなんですけど、どういう計算に基づいて、この規模を設定しているんでしょうか。

(農村整備課)

施設を整備するに当たってなんですが、水不足の影響としまして、今年いくら不足しました、一昨年いくら不足しましたという定量的なところは把握していないというところは、先ほどお話したところなんです。

施設のそういった水不足の状況が続いているところがありまして、それを改善していくために営農飲雑用水施設を整備しているところです。

整備するに当たりましては、飲用水と営農用水のための施設でございますので、飲用水として必要な水量、人口から算定するものでありまして、あとは営農の状況から営農用水として必要とする水量を算定して、施設の整備に当たっての規模の検討をしているところです。

(鈴木委員)

今の回答ですと、定量的なものは把握していないということですけど、一応需要予測はしているわけですね。

(農村整備課)

そうですね。水不足の定量的なものは把握できていないんですけども、必要な水量というところでは、定量的な把握をしっかりした上で整備をしているところです。

(鈴木委員)

これ、この施設というのは、三戸町さんの要望があって、県としても事業を実施したわけですね。

(農村整備課)

そうです。

(鈴木委員)

分かりました。ありがとうございます。

(農村整備課)

ありがとうございます。

(大橋委員長)

ありがとうございます。

この他、委員の皆様から御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、道路課から説明をお願いいたします。

(道路課)

道路課です。本日はよろしく申し上げます。

まず、道路事業全体を俯瞰したイメージをお伝えしたいと思ひまして、資料を1枚用意いたしました。

資料番号R7-6の11、道路課再評価対象事業箇所表(6事業)と書いているものを御覧いただければと思ひます。

今回、御審議いただく6本をマップに落とし込んであるような資料があると思ひます。

まず、道路課の予算ですとか、管理延長だとかが上の方に書いてあります。公共事業評価対象の事業数は、国道が13、県道が19、合わせて32。

このうち、今回、御審議いただくのは6件というようなことでございます。

それぞれ各事業のポイントなどを記載しておりますので、そちらの方は、後ほど、説明の参考に見ていただければと思ひます。

資料の方をめぐっていただいて3枚目になりますが、青森県の緊急輸送道路ネットワーク図というものに今回の6事業をプロットしたようなものがあります。これは昨年度の第1回の委員会の時に八戸工業大学の鈴木委員の方から、緊急輸送道路との関係性というのが非常に大事なので、その関係性が見たいというような御指摘がありましたので、緊急輸送道路の上に事業を載せている、そういったイメージが分かるような説明をつけてございます。

緊急輸送道路に高規格道路、いわゆる自動車専用道路のようなものと第一次、第二次というのがございますが、その色分けが分かるようなものも付けてございますので、参考にしていただければと思ひます。

総括的な説明は以上になりまして、個別の御説明に入らせていただきます。よろしく申し上げます。

(道路課)

道路課整備推進グループの能登谷と申します。

まず、R7-6、東北横浜線、六ヶ所村戸鎖工区についてです。

再評価実施要件は事業規模の変更です。

事業目的について、12ページの写真を御覧ください。

本路線は、上北郡の3町村にまたがり、地域の生活道路として利用されるほか、第二次緊急輸送道路に位置付けられております。現道区間は、幅員が狭く急カーブが連続、集落内は歩道がない、冬期には非常に厳しい状況といった隘路の解消を図るため、バイパス整備により車両や歩行者の安全確保、半島部の防災強化を図るものです。

10ページの位置図を御覧ください。

事業の進捗状況についてA評価としています。

全体延長 2.6 kmのうち、I期工区の 1.1 kmを優先して着手し、これまで用地取得に時間を要しましたが、昨年度に取得が完了し、現在は令和9年度までの部分供用を目指して工事を進めているところです。

II期工区 1.5 kmについても、I期工区の状況を踏まえながら、今後、用地調査や用地取得に入っていく予定としております。

以上の状況を踏まえ、終了予定年度は令和15年度以降としております。

なお、終了予定年度につきましては、先ほどの概要版の緊急輸送道路ネットワーク、表を掲載しておりますけども、昨年2月に道路の整備に関するプログラムとして、この表に示すとおり、完成目標を公表しており、今回、道路課からの6件については、これに合わせたものであります。

続きまして、事業費につきましては、調書の1ページを御覧ください。

前回、令和3年度再評価時点の20.4億円から、今回30.4億円としております。

物価上昇や防草板の追加等により増額しております。

続きまして、2ページの費用対効果分析を御覧ください。B評価としております。

今回、算定した結果1.18となっております、事業費の増加等の影響により、前回から減少しております。

なお、補足としまして、今年2月に費用便益分析の国のマニュアルが改訂となっております。各便益に用いる原単位が引き上げられておりますので、今回、この改訂についても反映しております。

最後に対応方針についてですが、本事業は通行の安全確保や防災強化などから重要性が高く、早期完成を望む地元の声が強いです。以上を踏まえまして、計画変更の上、事業継続としております。

事前質問、1件いただいております。

まず、総費用の増加の内訳については、先ほど御説明しましたとおり、物価上昇、防草板の設置の追加分となります。

2つ目の質問

今回、計画変更とした理由につきましては、総事業費の大幅な増加を事業規模の変更と捉えまして、そういった形でお示し、お答えしているところです。

3つ目の黒線の改良済がはっきりしないというところですけども、全延長約 1.1 kmのうち、今回、約 570m程度、路盤工等完了してございまして、いわゆる改良済の箇所になります。

ただし、令和7年度、あるいはそれ以降の赤や黄色の着色とされておりますけども、それがちょっと分かりにくい状況になっておりますので、今後、改善したいと考えております。

戸鎖工区については以上です。

続きまして、R7-7、八戸環状線、八戸市天久岱II期工区についてです。

再評価実施要件は、長期継続10年としております。

10 ページの位置図を御覧ください。

事業目的についてです。

本路線は、八戸港や工業団地、高度医療機関、高速道路インターチェンジなど各種拠点や市街地を環状するルートで連絡しておりまして、物流の効率化、市街地の渋滞緩和、医療体制強化支援などの効果が期待される重要な路線となっております。現在は、本工区を含む3工区で事業を行っております。

事業の進捗状況、A評価としておりますけども、延長2.5kmについて平成27年度から事業着手しております。これまで用地取得において収用手続き等が必要になるなど期間を要しましたが、昨年度に取得が完了しております。

今後の事業量等を踏まえて、終了予定年度は令和9年度までとしております。

次に事業費については、調書の1ページを御覧ください。

当初計画時点の73.4億円から、今回、約116.4億円としております。

軟弱地盤対策の見直しや現場発生土を盛土として利用する際の土質改良が必要になったなどにより増額しております。

続いて、2ページの費用対効果分析です。A評価としております。

今回、算定した結果6.74となっております。原単位の引き上げやセンサスの改訂によるものであり、走行時間短縮等の総便益増加の影響が大きく、B/Cが上昇しております。

最後に対応方針ですが、拠点間の連携強化や第一次緊急輸送道路など、重要な役割を担う本路線の一部を構成する本事業の必要性が非常に高く、阻害要因の解消が図られたことから継続としております。

事前質問、1件いただいております。

まず、八戸北インター第2工業団地への影響、連携についてですが。委員御指摘のとおり、本路線は工業団地へのアクセス道路になることから、できるだけ早期の完成に向け、自治体と連携しながら着実に工事を進めて参りたいと考えております。

次に尻内地区については、都市計画課の所管なので、そちらから回答いたします。

(都市計画課)

尻内工区につきましては、街路事業で実施しておりますので、都市計画課から御説明させていただきます。

尻内工区は、八戸市田面木地区の国道104号から同市尻内町の八戸合同庁舎付近までの約1.3kmについて、一級河川馬淵川への新設橋梁を含むバイパスを整備するものであり、昨年度末の時点で進捗率は事業費ベースで約71%となっております。

今年度は、下部工1基及び上部工桁製作を実施することとしております。

以上です。

(道路課)

次にR 7-8、弘前柏線弘前市中崎工区についてです。

再評価実施要件は、長期継続 10 年としております。

12 ページの写真を御覧ください。

本路線は、弘前市と西北地域を結ぶ幹線道路でありまして、地域の生活道路として利用されておりますが、当該区間は幅員が狭い、カーブが連続している。あと、付近に小学校がありますけれども歩道がない状況で冬期になると更に厳しくなるといった課題の解消に向け、バイパス整備により車両や歩行者の安全確保を図るものです。

11 ページの平面図を御覧ください。

事業の進捗状況、A評価としております。

延長約 1.2 km について、平成 28 年度に事業着手し、これまで用地取得に期間を要しておりましたが、昨年度に取得が完了しており、今後、埋蔵文化財調査や工事を進めていく予定としております。

今後の事業量等を踏まえ、終了予定年度は令和 10 年度から 14 年度としております。

事業費につきまして、1 ページを御覧ください。

当初計画時点の 15.8 億円から、今回、約 18.3 億円としております。

埋蔵文化財調査の追加等に係る増額となっております。

費用対効果については、2 ページを御覧ください。B評価としております。

今回算定した結果、2.87 となっております。費用の増加による影響が大きく前回より減少しているものです。

最後に対応方針についてですが、本事業の推進による通学路の安全確保等を求める地元要望は強く、用地確保の課題も解消されたことから継続としております。

次にR 7-9、国道 279 号横浜北バイパスについてです。

再評価実施要件は、再評価後 5 年としております。

11 ページの概略図を御覧ください。

事業目的についてです。

横浜北バイパスは、むつ市から七戸町までの下北半島縦貫道路の一部でありまして、延長 10.4 km の自動車専用道路を整備するものであります。

下北半島地域を含む本県の産業・観光の振興、あと 12 ページの平成 24 年、豪雪時の写真が示すとおり、半島部における気象等への脆弱性の解消を図るための防災効果等にも大きく資するものであります。

10 ページの平面図を御覧ください。

事業の進捗状況、A評価としております。

1 工区として、道の駅よこはま付近に接続する横浜インターチェンジから、南側 1.5 km を優先して整備を進めており、隣接する横浜南バイパスと併せて令和 7 年度内の供用に向け工事を進めております。

2 工区につきましては、今後本格的に用地取得を行うこととしております。区間内に関係

者多数の共有地が点在することが判明しておりますが、それらに対応するため、今年度、担当職員を増員したところであり、今後、更なる体制強化を予定しています。

以上の状況や今後の事業量等を踏まえて、終了予定年度は令和 10 年度から 14 年度までとしております。

次に事業費、調書の 1 ページを御覧ください。

前回、令和 2 年度再評価時点の 196 億円から、今回 296 億円としております。

盛土部の地すべりや液状化への対策、現場発生土を盛土材として利用するための土質改良の追加、物価上昇等によるものでございます。

費用対効果については、2 ページを御覧ください。

前回までは、事業区間分を対象としておりましたが、今回から下北半島縦貫道路全体で費用便益を算定のうえ、一体評価した結果、B/Cは 1.17 となっております。

対応方針としましては、路線の重要性、脆弱性に対応した半島防災の取組が急務である状況、それらに対する地元からの早期完成の要望が非常に強いこと、事業の推進に向け、阻害要因の解消を図るための体制整備を進めているなどから継続としております。

事前質問、3 件いただいております。

まず、本事業の増額要因として単価上昇が突出して多い理由についてですが、

横浜北バイパスは他の事業に比べて、前回再評価以降の残事業費が多いことから、それらに含まれる労務単価や材料費の単価上昇による増額が突出して多くなっております。

次に地下水流動の事前調査やそれに対する対策ということで御意見をいただいております。

本事業においては、構造物等の設計に当たりまして事前に地質調査を実施し、地下水位を把握しながら設計をしておりますけれども、集落等が近隣になく、丘陵地を通過することから、地下水利用状況の調査は行っておりません。なお、工事実施中において、湧水の有無を確認し、必要に応じて地下排水対策等を講じるなどしながら施工して参りたいと考えております。

3 丁目、2 工区における約 3,200 人の用地取得難航箇所が判明した時期についてですが、令和 4 年度に用地調査を実施してありまして、その時点で判明しております。

横浜北バイパスについては以上です。

次に R 7-10、国道 394 号七戸町榎林工区についてです。

再評価実施要件は事業規模の変更です。

10 ページの位置図を御覧ください。

事業目的についてですが、本事業は、上北道の七戸インターチェンジアクセス向上を図るための整備でありまして、現道の幅員狭小や線形不良の解消のほか、緊急輸送道路の機能向上を図るものです。

事業の進捗状況、A 評価としておりますけれども、全体延長 3.1 kmのうち、インターチェンジ付近の 1.5 kmは、平成 30 年に部分供用をしております。現在、北側の 1.6 kmの整備を進

めております。

用地取得が難航したため、土地収用法に基づく事業認定手続きを進め、昨年度末に完了したところでありまして、引き続き収用に向け、作業を進めていくこととしております。

以上を踏まえ、終了予定年度は令和10年度から14年度としております。

事業費につきましては、1ページを御覧ください。

前回、令和4年度再評価時点の58.3億円から、今回64億円に見直ししております。

埋蔵文化財調査に係る経費の変更や物価上昇により増額となっております。

なお、計画延長につきましては、北側の現道擦り付け部での排水処理に係る計画の見直しにより300m短縮となっております。

費用対効果につきましては、2ページを御覧ください。

今回、算定した結果1.21となっております。費用増の影響が大きく、前回から減少、B評価としております。

最後に対応方針についてですが、上北道と一体となったネットワーク強化や緊急輸送道路の機能強化等の観点から重要度が高く、用地の課題解決に向けた取組が進んでいることから、計画変更の上、事業を継続としております。

最後、R7-11、国道101号深浦町追良瀬Ⅱ期工区についてです。

再評価実施要件は、事業規模の変更としています。

11ページの平面図を御覧ください。

事業目的ですが、本路線は、青森市から津軽地域を通過し、秋田市へと至る主要幹線道路でありまして、青森港、能代港などの港湾拠点も連絡する重要な路線であります。事業区間の現道は、幅員狭小、線形不良等の隘路、落石等の要対策箇所、津波浸水想定区域を通過することから、バイパス整備により、それらの課題解消を図るとともに、令和4年度には、重要物流道路に指定されており、平常時、災害時問わず安定的な輸送の確保を図るものです。

続いて10ページの位置図を御覧ください。

事業の進捗状況についてです。

全体延長約3.6kmのうち、北側の1工区、2.4kmを優先して進めており、プログラムで公表済の令和9年度までの部分供用に向け工事を進めているところです。

南側の2工区については、重要物流道路の指定に伴い、大型車の走行に配慮した縦断勾配の見直しなど、設計の修正に期間を要しておりましたが、今年度完了する予定です。

以上の状況を踏まえて、終了予定年度を令和13年度以降としております。

なお、2工区においては、共有地の収用等が想定され、その場合は、一定期間要することが見込まれることからB評価としております。

事業費については、1ページを御覧ください。

前回、令和4年度再評価時点の50.5億円から今回84億円に見直ししております。2工区的设计修正に伴う経費等の増加や物価上昇等により増額しております。

費用対効果については、2ページを御覧ください。B評価としております。

今回、追良瀬 I 期バイパスを加えた路線一体評価で算定した結果 1.07 となっております。総事業費の増加等により前回から減少しております。

最後に対応方針ですが、本事業により現道部の脆弱性を解消し、緊急輸送道路及び重要物流道路としての機能強化に資することから、計画変更をして事業を継続するとしております。

道路課 6 件については以上です。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

ただ今の道路課からの御説明について、委員の皆様から御質問等がございますでしょうか。

(鈴木委員)

よろしいですか。

(大橋委員長)

はい、どうぞ。

(鈴木委員)

鈴木です。

R 7-9 について御回答いただきありがとうございます。

この下北半島縦貫道路に限らず、やっぱり非常に長い路線の道路の場合には、地下水の遮断というのは、各地でやっぱり確認されて、私も相談を受けたことが何件かあります。

ですから、これ、道路の近隣でなくても、地下水の下流の方で影響が出る場合もありますので、できるだけやっぱり地下水を基に生活している人、あるいは生業としている人がいますので、そういった方に配慮が行き届くような事業の推進をお願いいたします。

(道路課)

分かりました。ありがとうございます。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

その他、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。

権委員、よろしく願いいたします。

(権委員)

よろしく申し上げます。青森公立大学の権です。

私もR 7-9、質問させていただきました。それで、今、全国的に労務費であったり、諸々材料費がありまして、いわゆる、例えば、都市の再開発計画が中止になったり白紙になったりとか、要は事業の進捗にかなり影響が出るという事例は、かなり全国的に見られています。

現段階でそういう労務だとか、その他材料費等々、高騰というか、単価の上昇が事業の進捗に影響が出ていないかというところだけ確認させてください。

(道路課)

増額になりますと、予算に限りがありますので、当然のごとく物価上昇に関しては、影響しないとは言いきれませんが、我々としては、事業を完成目標に向けて進めていくというのは大事ですので、そういったところも含めて予算要求しながらしっかり事業進捗して参りたいと考えております。

(権委員)

ありがとうございます。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

この他、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ここで一旦休憩を挟みたいと思います。

再開は、11時24分を予定したいと思いますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、暫く休憩とさせていただきます。

それでは、皆さんお揃いのようなので、審議を再開したいと思います。

それでは、河川砂防課から御説明お願いいたします。

(河川砂防課)

河川砂防課の斉藤と申します。県民の皆様生命、財産を守るための事業を進めております。

河川改修事業1本、地すべり対策事業1本を御説明します。

それでは、よろしく申し上げます。

河川砂防課河川・海岸グループの谷川と申します。

では、データ番号R 7-12、河川砂防課河川事業 明神川をお願いします。

はじめに、事業概要について御説明します。10 ページの位置図をお願いします。

県管理の河川で明神川という名前の河川は3河川ありますが、今回の対象はおいらせ町の市街地を東へ貫流し、太平洋に注ぐ明神川です。

その下、平面図を御覧ください。

左側が河口になります。河口付近の明神橋から約3.7kmの区間について、下流から順次改修を進めておりまして、これまでに明神橋から1.3kmの区間で改修済となっております。

具体的な改修方法について、左下の横断図をお願いします。

明神川は、現況河道の流下能力が極めて低いことから、30年に1回程度の洪水を安全に流下させることを目的としまして、まず、現況河道の両側にグレーで着色した築堤を先行して整備し、その後、緑色で着色した河道部分を掘削して、完成断面に整備するというやり方で改修を行っております。

では、1ページ目にお戻りください。

再評価の実施要件は、前回再評価後5年経過によります。

1、事業概要について、事業方法についてですが、以前は交付金事業で実施していましたが、令和4年度から国庫補助事業で実施しております。

終了予定年度について、当初計画時は令和7年度、今年度での完了予定としておりましたが、令和4年に補助事業に切り替えた際に見直し、令和11年度としております。

実施内容と事業費については変更がありません。

次に2の項目別評価については、全ての項目でAとしております。

ただし、B/Cに関して、前回の値から大きく異なっているため、詳細について説明いたします。

2ページ目の(3)費用対効果分析のところをお願いします。

総費用、総便益共に評価基準年の見直しによって前回評価時から増加しておりますが、特に便益が前回88億から今回237億と増大したことにより、B/Cが1.92から3.97となっております。これは、治水経済調査マニュアルが改定されたことによります。便益の算定に用いた基礎数量は、前回と同一ですけれども、マニュアルの便益算定方法が見直されて、便益が増大しております。

具体的に4ページ目の費用対効果説明資料をお願いします。

ページの下の方の2)河川事業による便益のところを御覧ください。

河川事業の便益としては、まず、想定氾濫区域における家屋や家庭用品などの洪水氾濫被害が河川事業によって軽減される額を算定いたします。そして、令和2年4月にマニュアルが改定され、この洪水被害の算定に用いる浸水深別の被害率が上昇しました。

口頭で恐縮ですけれども、一例を挙げますと、家屋について浸水深50cm未満の被害率は前回0.144、資産額の14.4%に対しまして、今回のマニュアルでは0.235、資産額の23.5%と約1.6倍になっております。

この結果、表に記載した世帯数などの基礎数量は前回から変わっておりませんが、施設完

成から 50 年後までの被害軽減額の総額が 237 億あまりとなったものです。

それでは、1 ページ戻っていただきまして 3 ページ目の 3、対応方針をお願いします。

項目別評価の結果が全て A であることなどを踏まえまして、対応方針を継続としております。

河川事業については以上です。

砂防グループの櫻川と申します。

それでは、整理番号 R 7-13、石浜をお開きください。

概要を説明しますので、10 ページの図面と写真を御覧ください。

右側が陸奥湾、海になります。本事業は外ヶ浜町旧平館村の石浜 3 号区域における地すべり対策事業です。

大雨や豪雨により地すべりが発生するおそれがあるため、写真に赤字括弧書きしております避難路国道 280 号や上の方になります避難所、舟岡コミュニティセンター、また人家 10 戸を保全するものです。

上側の図面の方で黒色で放射線状で四角く囲っているところが集水井工と横ボーリング工になります。

その右側の方に短い直線で赤色と黄色、短い直線で着色しているものが抑止杭工になります。

その上部、陸奥湾と書いてあります左側の方に緑色で放射線状に着色してあります集水井と直線 3 箇所、着色しているところが抑止杭工で翌年度以降に工事を予定しているものになります。

次のページを御覧ください。

これまでに工事が完了しました集水井や抑止杭工。また、下の方に現地での変状の写真を載せています。

それでは、1 ページ目にお戻りください。

実施要件は、その他期間の変更です。

用地取得において地権者との用地交渉に時間を要したため、終了予定年度を 2 年間延ばし、令和 9 年度に変更しています。

前回評価時と比較して、事業費や工事内容に変更はございません。

次に 2 ページ目の費用対効果を御覧ください。

前回評価時と比較して B/C が増えています。評価基準年の見直しにより総費用や便益が増えています。

特に便益のうち、(1) の人的被害が大幅に増加しています。これは、地すべり対策事業のマニュアルにおいて、地すべり危険区域内の死者数を算定する人身被害に使う単価が大幅に増額されたことによるものです。

最後に対応方針です。

3 ページ目の 3、対応方針を御覧ください。

全項目において A 評価であること。また、住民の生命・財産を守る本事業は、対応方針を継続としています。

説明は以上です。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

ただ今の河川砂防課からの説明について、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、最後の説明になりますけれども、都市計画課から説明をお願いいたします。

(都市計画課)

都市計画課の垂井と申します。

都市計画課では、街路事業、都市公園事業、流域下水道事業などの都市のインフラに関する事業を担当しております。

本日は、街路事業 1 件について御審議をお願いいたします。

街路事業は、都市部における安全で円滑な交通の確保を目的として、用途地域内の都市計画決定された道路について事業認可を受け整備を進めております。

事業の詳細につきましては、担当より御説明いたします。

都市計画課の福原と申します。よろしく御願いいたします。

整理番号 R 7-14 を御覧ください。

3・4・20 号紺屋町野田線道路改築事業です。

再評価の実施要件は、事業着手後 10 年経過によるものです。

本事業は、当初、令和 4 年度に終了予定としておりましたが、多数の用地補償物件があることなどから、事業期間を変更し、令和 9 年度の終了を目指しております。

続きまして、1 の事業概要については、12 ページの写真を御覧ください。

現道は中央線のない 1 車線であり、幅員が狭く慢性的に渋滞が発生しております。歩道幅員についても、近隣にある小学校の通学路に指定されておりますが、十分な幅が確保されていないものです。

このため、本事業によって車道拡幅を行うとともに、両側に歩道を整備することで都市内交通の円滑化を図り、市街地内の渋滞解消と歩行者・自転車の安全確保を図ることを目的として、計画延長 797m、幅員 16m の両側歩道を有する 2 車線道路として整備することとしております。

1 ページ目にお戻りください。

中段に記載の総事業費が前回 53 億円としておりましたが、事業内容の見直しなどにより、42 億 6,000 万円に変更しております。

下段の 2 の (1) 事業の進捗状況ですが、用地交渉等に時間を要し、当初の計画時と比べ事業認可期間を 5 年延長していることから B 評価としております。

続いて、2 ページ目を御覧ください。

(3) 費用対効果分析の要因変化について御説明いたします。

今回、費用便益比を算出したところ、事前評価時の 2.71 に対し、今回 1.97 としております。前回より低下していることから、B 評価としております。

お諮りいただく対応方針につきましては、事業の進捗状況及び費用対効果分析の要因変化が B 評価となっておりますが、当該工区が完成することにより、安全で安心な通学路や歩行者空間の確保、中心市街地へのアクセス性の向上、市民生活の利便性向上、都市内交通の円滑化に繋がるものであることから、継続としております。

次に事前質問をいただいております。

資料 2、事前質問の 9 ページを御覧ください。

便益項目で当初計画よりも走行時間短縮便益と交通事故減少便益が大きく減少しているのなぜでしょうか、ということにつきましては、今回、前回より交通量が減少した平成 27 年の道路交通センサスを使用しております。

また、記載しておりませんが、前回、費用便益分析マニュアルにある簡略な手法により便益計測を行っておりましたが、今回は詳細な交通配分を実施したところ、交通量の減少する路線が増加したことにより、便益が減少したものでございます。

以上で都市計画課からの説明を終わらせていただきます。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

ただ今の都市計画課からの御説明について、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようですので、審議は以上で終了といたします。

続きまして、議事の (3) 現地調査についてです。

当委員会では、必要に応じて地元関係者など、県以外の方々から意見を聴取する。または事業実施地区の現況を調査する事業を選定することができることになっています。

これまでの審議を通じ、現地調査が必要だと思われる地区がございましたら、次回の委員会で実施したいと思います。

現地調査が必要と思われる地区はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に現地調査が必要だという御意見はないようです。

それでは、今年度は、特に現地調査の必要がないとの御判断でありますことから、現地調査は行わないことといたします。

続きまして、議事の（４）委員会意見についてです。

これまでの審議をもとに委員会意見を決定したいと思います。

R 7-1 から R 7-14 は、県の対応方針案のとおりとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、県の対応方針案のとおりとさせていただきます。

本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から何かございますでしょうか。

（事務局）

それでは、事務局から２点、御連絡がございます。

１つ目は、次回の委員会の開催についてです。

次回の第２回委員会につきましては、年間スケジュールでは８月下旬の開催ということで予定しておりましたが、先ほど御審議で現地調査を実施しないこととなりましたので、１０月に開催を予定している第３回委員会を第２回委員会として、各委員の皆様の御予定と調整しながら開催日を決定し、御連絡差し上げたいと思います。

２つ目は、審議内容の公表・縦覧についてです。

本日の委員会での配付資料及び議事録については、事務局である総合政策部総合政策課において縦覧に供するとともに、県のホームページにおいても公表いたします。

議事録につきましては、委員の皆様のご了解を得た上での公表とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

（司会）

それでは、以上をもちまして、令和７年度第１回青森県公共事業評価等審議委員会を終了いたします。